

通所系事業所への注意点について

ケアプランからサービスの必要性がみえてこない

○具体的なケース

- ▶ ・通所リハビリと訪問リハビリの慢性的な併用利用
- ▶ ・個別機能訓練加算等の算定要件の認識の誤り
⇒ 具体的目標を関係者間で共有してください。
⇒ 報酬改定の際に算定要件を再確認してください。
- ▶ ・サービス利用が目的となっているケアプラン
- ▶ ・**高齢者向け住宅に居住している利用者への画一的なサービス導入**

有料老人ホーム等の高齢者向け住まいで生活されている利用者は、サービス内容やサービス事業所、サービス回数などが類似する傾向があります。

通所事業所でも、本当に利用者に必要なサービスか等検討していただき、サービス利用に関して問題があるようでしたらケアマネージャーと話し合うようにしてください。

本市への相談時の注意点 part1

●よくある質問

- ・デイサービスを2か所利用してよいか
- ・通所系と訪問系を併用してもよいか
- ・同種の福祉用具を2つ貸与してもよいか など

**情報収集、アセスメント（サービスの必要性の検討等）を
しっかりしてから質問をしてください！**

※ 事例概要（様式は自由）を求めることがあります。

“デイサービスを2か所利用してよいか”、“送迎先を一時的に変更してもよいか”等の質問はケアマネージャーのアセスメントの内容等を確認し検討しております。

利用者のサービス等について質問される際は、まずはケアマネージャーにご相談ください。

本市への相談時の注意点 part2

加算等についての質問も多く受けます。

こういった質問を受けた際は、『介護報酬の解釈』（通称：青本、赤本、緑本）を確認しながら回答しております。

1. 事業所で『介護報酬の解釈』を所有するようにしてください。
2. 『介護報酬の解釈』で調べてから質問するようにしてください。
（加算等の要件については記載されていることがほとんどです。
その上でご不明な場合は、『介護報酬の解釈』のページ数も示し、質問してください。）

加算等についてのご質問を受けた際は、『介護報酬の解釈（発行所：社会保険研究所）』を用いて説明を行っております。

事業所で『介護報酬の解釈』を所有するようしていただき、また、『介護報酬の解釈』で調べてから本市へ質問をするようにしてください。